

平成 16 年 度 第 21 回 定 例 会

## 八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 17 年 3 月 23 日 (水) 午後 1 時 32 分  
場 所 八王子市役所 3 階 301 会議室

## 第 2 1 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 7 年 3 月 2 3 日 ( 水 ) 午後 1 時 3 2 分

2 場 所 八王子市役所 3 階 3 0 1 会議室

### 3 会議に付すべき事件

第 1 第 6 8 号議案 死亡叙位の推薦に関する事務処理の報告について

第 2 第 6 9 号議案 八王子市立学校教職員の措置について

第 3 第 7 0 号議案 八王子市体育指導委員の解嘱について

第 4 第 7 1 号議案 八王子市郷土資料館運営協議会委員の委嘱について

第 5 第 7 2 号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について

第 6 第 7 3 号議案 八王子市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について

第 7 第 7 4 号議案 八王子市陵南会館条例施行規則を廃止する規則設定について

### 4 報告事項

- ・ 平成 1 6 年度八王子市教育委員会児童生徒表彰について ( 教育総務課 )
- ・ 平成 1 7 年度生涯学習スポーツ部事業計画について(生涯学習スポーツ部)

その他報告

---

## 第 2 1 回定例会追加議事日程

1 日 時 平成 1 7 年 3 月 2 3 日 ( 水 ) 午後 1 時 3 2 分

2 場 所 八王子市市役所 3階 301会議室

3 会議に付すべき事件

第1 第75号議案 八王子市立学校教職員人事の内申の撤回に関する事務処理の報告について

第2 第76号議案 八王子市立学校教職員人事の内申について

第3 第77号議案 八王子市体育指導委員の委嘱について

第4 第78号議案 教育財産の管理について

---

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委 員 長	（3番）	名 取 龍 藏
委 員	（1番）	小田原 榮
委 員	（2番）	細 野 助 博
委 員	（4番）	齋 藤 健 児
委 員	（5番）	石 川 和 昭

教育委員会事務局

教 育 長（再掲）	石 川 和 昭
学 校 教 育 部 長	坂 本 誠
学 校 教 育 部 参 事 兼 指 導 室 長 事 務 取 扱 （教職員人事・指導担当）	岡 本 昌 己
教 育 総 務 課 長	望 月 正 人
施 設 整 備 課 長	穂 坂 敏 明
学 事 課 長	小 泉 和 男
学 校 教 育 部 主 幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	小 海 清 秀
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	高 橋 昭
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 参 事 （ 図 書 館 担 当 ） 兼 図 書 館 長 事 務 取 扱	西 野 栄 男

生涯学習スポーツ部主幹 (企画調整担当) 生涯学習総務課長	米山満明
スポーツ振興課長	山本保仁
学習支援課長	奥野光孝
文化財課長	佐藤 広
生涯学習スポーツ部主幹 (体育館担当)	福田隆一
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	柳田 実
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	新井政夫
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	石井里実
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	梅澤重明
教育総務課主査	小柳 悟
指導室主査	新井雅人
文化財課主査	土井義夫
スポーツ振興課主査	橋本 徹

事務局職員出席者

教育総務課主査	嶋崎朋克
担 当 者	石川暢人
担 当 者	後藤浩之

【午後 1 時 3 2 分開会】

名取委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成 16 年度第 21 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2 番 細野助博委員 を指名いたします。

なお、本日、追加日程の提出がありましたが、これにつきましても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 全員異議ないものと認めます。

なお、議事日程、第 69 号議案並びに追加日程、第 75 号議案及び第 76 号議案の 3 議案は人事に関する案件であり、追加日程第 78 号議案については意思形成過程につき、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項及び第 7 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の議案について、日程に従いまして進行いたします。

名取委員長 まず、日程第 1、第 68 号議案 死亡叙位の推薦に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、指導室から説明願います。

岡本学校教育部参事 第 68 号議案 死亡叙位の推薦に関する事務処理の報告につきまして、担当の方から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

新井指導室主査 本案は、元本市立元八王子東小学校校長馬場啓氏が、本年 2 月 19 日に死去されました。東京都教育委員会への提出日が死亡日を含めて 10 日以内ということでございますので、定例会にお諮りするいとまがございませんでした。2 月 28 日付をもちまして教育長において事務処理をさせていただき、都教委へ提出したものでございます。

なお、故人の馬場氏でございますけれども、昭和 40 年から 42 年まで本市の川口小学校校長、42 年から 46 年までは中野北小学校校長、続きまして、46 年から 51 年の退職されるまで、元八王子東小学校校長をお務めになられた方でございます。

以上でございます。

名取委員長　ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。よろしいですか。

特にないようであります。御意見もよろしいですね。御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第68号議案については、原案のように承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　異議ないものと認めます。よって、第68号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長　次に、日程第3、第70号議案　八王子市体育指導委員の解嘱について、及び追加日程第77号議案　八王子市体育指導委員の委嘱についての2議案は、相互に関連いたしますので、一括議題に供します。

各案について、スポーツ振興課から説明願います。

山本スポーツ振興課長　それでは、70号議案と77号議案について、担当の方から説明をさせていただきます。

橋本スポーツ振興課主査　それでは、ただいま上程されました第70号議案及び77号議案について御説明申し上げます。

初めに、第70号議案　八王子市体育指導委員の解嘱についてであります。本案は、本市体育指導委員を委嘱しておりました馬場茂氏から、去る平成17年3月17日付で辞任届が提出されました。これを受理いたしまして、八王子市体育指導委員に関する規則第4条第2項の規定により、平成17年3月31日をもって解嘱しようとするものであります。

次に、第77号議案でございますが、こちらは八王子市体育指導委員の委嘱についてということになっております。本案は、先ほど御説明いたしましたとおり、馬場茂氏から辞任の届けが出されましたので、この後任といたしまして、佐藤昇英氏を選任することとして委嘱しようとするものであります。委嘱日は平成17年4月1日付をもって委嘱しようとするものです。

スポーツ振興法は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、その職を行うのに必要な熱意と能力を有する者を体育指導委員に任命するものと規定しており

ます。新任の佐藤昇英氏は、八王子市体育指導委員川口地区推薦会が選考基準に基づき推薦する人物でございます。氏は、地区体力づくり運営委員を15年の長きにわたり経験されておりまして、スポーツに十分精通していることはもちろんのこと、人格高潔で、当該地区住民の信頼も厚く、職務を行う能力を有する人物でございます。

何とぞ本案に御同意いただきますようお願い申し上げます。

名取委員長　　ただいまスポーツ振興課の説明は終わりました。

各案について御質疑はございませんか。

齋藤委員　　馬場氏の辞任の重立った理由が聞きたいんですが、なぜでしょうか。

山本スポーツ振興課長　　一応御本人の方からのお話としては、一身上のということで聞いておりますが、状況につきましては、当初、昨年7月に受理した段階と現在の職業が違っているということで、なかなか体育指導委員が活動する時間に出てくることができない、そういうようなことで辞任をしたいと、そのようなことと聞いております。

齋藤委員　　なぜ聞いたかということ、地域スポーツを今度いろいろ移そうとしていますよね。今まで長く体力づくりの中で中心を担ってきたのがこの体育指導委員の方々だと思うんですが、何か気持ちの中に嫌な思いがあったらいけないなということをちょっと心配したんです。私も地域の中で生活していると、まだ地域スポーツ型というものも確立されていないというところもあるんでしょうけれども、体指の方々もどうなっちゃうのというところがよく理解できていないところがあるのも事実ですよ。だから、何かそういうところで、気持ち的にもう手伝うのは嫌だなというようなことがあったらいけないなということをちょっと心配したんですけれども、御努力してくださっていることは十分承知しておりますけれども、なお一層情報を地域の方に密にとって、今まで本当に長きにわたって八王子のスポーツを支えてくださっているの方々ですので、よく理解していただくように今後ともお願いしたいというふうに思います。

名取委員長　　そのほか、御意見等ございますか。よろしいですか。

ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題になっております第70号議案及び第77号議案については、原案のように決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　　異議ないものと認めます。よって、第70号議案及び第77号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第4、第71号議案 八王子市郷土資料館運営協議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、文化財課から説明願います。

佐藤文化財課長 それでは、本案について土井主査から御説明申し上げます。

土井文化財課主査 それでは、第71号議案について御説明申し上げます。

本案は、平成17年3月31日をもって任期満了となります、八王子市郷土資料館運営協議会委員につきまして、中村ひろ子氏ほか4名を再任とし、新たに相原悦夫氏ほか5名を適任と認め、八王子市郷土資料館運営協議会規則第2条の規定に基づき、平成17年4月1日付をもって委嘱しようとするものであります。

選任に当たりまして、文化財保護審議会委員2名につきましては、八王子市文化財保護審議会から推薦のありました相原悦夫氏が適任であると認め、中村ひろ子氏につきましては、再任が適任であると認めたものであります。

市議会議員2名につきましては、八王子市議会からの推薦により再任が適任であると認めたものであります。

市内に設置されている学校の長2名につきましては、八王子市立小学校長会から推薦のありました八王子市立片倉台小学校長橋本秀夫氏、及び八王子市立中学校長会から推薦のありました八王子市立七国中学校長齋藤博志氏を適任と認めたところでございます。

学識経験者3名につきましては、新たに八王子市夢美術館長浅井京子氏を適任と認め、齋藤勉氏及び宮本八恵子氏につきましては、再任が適任と認めたものであります。

また、市民の意見を郷土資料館の運営にも反映させ、市政への市民参加を促進させるための公募による市民委員2名につきましては、広報はちおうじで募集いたしました結果、車田勝彦氏及び内藤比呂美氏の2名を選考いたしましたものであります。

何とぞ本案につきまして御同意くださいますようお願い申し上げます。以上です。

名取委員長 ただいま文化財課の説明は終わりました。

本案について、御質疑、あるいは御意見ございますか。

齋藤委員 郷土資料館というものに市民がどのくらい興味を持っているかという一つのいい目安になるのかなと思うんですが、この市民公募お二人選ばれたということですけども、経緯として何名ぐらいの応募がありましたか。

土井文化財課主査 22名応募がありまして、その中から選考させていただきました。



齋藤委員　せっかく集客のあるいい施設ですから、もっともっと市民の方によく理解していただけるような、いいプランがこの協議会から出てくることを祈りますので、有意義な会にさせていただきたいと思います。ちょっと出展のあれが、済みません、もし失礼だったら御容赦いただきたいんですが、ワンパターンのようで、ひとつ何か出展のあれが幾つかのものが順番に行われているようなイメージが一市民的にあるんですが、そのあたりはどうですか。

佐藤文化財課長　展示に関しましては、2階を通史の展示、1階を子ども歴史展示室ということで、Q & A式にしております。そして、曲輪林業、それから機織り、そのほかに体験できるような一般ゾーンという形で進めております。展示更新に関しましては、ある程度のスパンで今実施して、子どもたちにも理解していただいていると思っております。

小田原委員　今、子ども展示室の話が出ていたんですけれども、子どもたちというのはどの程度来ているんですか。

佐藤文化財課長　子どもたちは、総合学習の場合もありますし、そうではなくて、授業の一環としての見学もあります。ただ、地理的にどうしても市域が広いですので、限られた小学校の利用という形になっています。

小田原委員　どのくらいですか。

佐藤文化財課長　大体20数%、3割弱が子どもたちの利用です。

小田原委員　小中の校長が入っているんですけれども、この小中の校長というのは、どういことを示しているの。使ってやろうとか、こんな20%でいいんだとか言っているのかな。

佐藤文化財課長　私が考えているのは、もう市域が広いですので、むしろ博物館が連携することによって、近隣の博物館、あるいは類似の施設を利用させていただくというような方向も一方向かと思っています。それから、各代表の委員の方々には、例えば子どもたちに対する解説のプログラムの意見をお聞きしたりとか、そういう形で回答していただいております。

名取委員長　ほかにはよろしいですか。ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第71号議案については、原案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。よって、第71号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第5、第72号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について、及び日程第6、第73号議案 八王子市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令についての2議案は、相互に関連いたしますので一括議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

望月教育総務課長 それでは、議案について御説明いたします。

まず、72号議案でございますが、これは、現在の教頭職を副校長というふうと呼称を定めるというものでございまして、議案の次のページに新旧対照表がございまして、左側の方に7条の2として、「教頭は、副校長と称する」という規定を設定することによって、教頭を副校長というふうに定める議案でございます。

この議案につきましては、そのさらに次のページに、「教頭の呼称改正について」というA4の縦になっている説明資料がございまして、おおむねこういった内容で、概要としますと、今御説明したとおり、17年4月からということで規則設定しておりますけれども、こちらの辞令につきましては、「東京都八王子市公立学校の教頭に任命する」ということになりまして、これは身分を示すということになっておりまして、それで、職務として「八王子市立 学校副校長に補する」という形での辞令としても、このような形になっているものでございます。

目的につきましては、トップ・マネジメントの強化。これは、校長とともに学校経営を担う管理職としての立場を明確にして、トップ・マネジメントの強化を図るということ。それから、教頭自身の経営層としての自覚のモラルアップを図るということ。それから、対外的な対応について一定の円滑化が図られればというねらいで、これらを導入するというものでございます。

なお、その他というところではありますが、現時点で東京都内の全区市町村がおおむね17年度から呼称を副校長ということでスタートするというふうに、東京都教育委員会の情報として情報提供がございました。

それから、もう1つの、これは一番頭が70号議案というふうになっています別冊の資料がございまして。その73号議案のところをごらんいただければと思います。これは、

説明としますと、1 ページ目が議案でございまして、次が新旧対照表がございまして、これは事案決定規程でございまして、次が実施細目がございまして、最後に「教頭の権限拡充について」という説明をしたペーパーがございまして。

この議案は、事案決定規程を改正して、現在校長権限で専決しているものを教頭の方に委譲しまして、教頭の権限を拡充しようというものでございまして。その目的につきましては、教頭の権限を拡充して、管理職としての位置づけの明確化をより具体化するために行うということで、それを1つのねらいとして行うものでございまして。

規程の改正につきましては、事案決定規程自体は非常に少ない改正でございまして。これは、前のページに戻っていただきまして、議案のすぐ後ろに新旧対照表がございまして。新旧対照表の最後の表、4番の「学校事務の管理に関する事」というところの一番下になります。(4)、現在は「学校の警備に関する事」というところがございまして。これ自体を施設の管理に、3番「学校施設の管理に関する事」の項目で言いますと、(2)学校管理日誌等に関する事というのを移しております。これを教頭権限に移すということが、この管理規程の改正では主なものでございまして。

理由は、学校の警備自体が、平成12年度にほぼ夜の警備について全面的に機械警備になって、有人警備を廃止しました。そういう点では、もっと早くこれを改正しなければいけなかったんですが、警備計画ですとか、管理日誌がまだ有人の警備員が書くという実施をとっていたのですが、改定では、平成11年度以降は有人警備を廃止して、学校開放とか施設の施錠等の学校管理員の日誌というものに網羅されてきますので、「学校施設の管理」の方に移行するとともに、こういった内容については、従前は校長の権限でございましたけれども、教頭の権限に移そうというものがこの内容であります。

あわせて、それ以外の「職員の服務に関する事」の中の教頭の週休日の指定、教職員及び事務職員の週休日の指定について削除する。それから、「福利厚生及び安全衛生に関する事」の中の「健康診断」を「健康管理」に改めて、それから、別表の備考中、教育職員の定義を追加いたしました。一番後ろの表になりますけれども、この表において「教育職員」とは、教職員及び事務職員ということで、定義がちょっとあいまいなところがありましたので、これの定義を定めたというものでございまして。

規定の改正につきましては、もう御説明いたしました警備計画の件と、それから、現在の実情に合わせた、既に廃止になっていたという文言を調整したいというふうな部分が規定改正の部分でございまして。

それからあわせて、実際に教頭の職務権限というのは、この事案決定規程だけではかなり抽象的な規程になっておりまして、具体的なことは教育長が決定できる専決となっております実施細目がございます。これは年度内にも決定する予定でございますけれども、実施細目のところで具体的に校長から教頭への権限を委譲しようということで、これは、この議案等は直接議決事項ではございませんが、参考のために御説明申し上げたいと思います。

これは、細目の参考というところ、縦書きのA4をごらんいただきたいと思います。6番から9番については網がかぶっておりますけれども、これについては従前は校長の決定権限でございましたが、重要な行事そのものについては校長が決定するという中にあって、ポイントのところは校長が決めるので、それぞれの実施計画については校長権限でよろしいだろうということで、この4件は校長から教頭に移行しております。

それから、12番についても同様な趣旨で、これは行事ということではございませんけれども、全体の学校の基本的な経営計画に基づいて行いますので、これについても教頭権限に移すということ。それから、18、19についても、これについては教頭権限で十分だということで移行しております。

それから、2ページの32番、33番の給食に関すること。これについても、給食計画と栄養管理計画については、現状でも教頭が実施しているという中で、特にそれを教頭が専決することに支障がないということでございます。

それから、49番の非常勤の時数の申請についても、これも事務上整理できると。事務上の整理として申請を作成するというので、このままということで、49番についても移行したものでございます。

それから81番、102番、それから次のページ、6ページになっておりますけれども、管理日誌の点検については先ほど申し上げたとおりでございますが、それから120番の基本調査、それから128番、これも現状で教頭が実質となっていて、移行することに特に支障はないということで整理をしたものでございます。

それからあと、28番ですとか、47、48、53、54というところで、現状で既に廃止して使用していないものもございましたので、そこら辺については事務上の整理で削除したものでございます。

説明の方は、飛び飛びになって申しわけございませんが、内容については以上でございます。

名取委員長　ただいま教育総務課の説明は終わりました。

各案について御質疑はございませんか。

齋藤委員　何点かお伺いしたいこともあるんですが、まず最初、どちらがいいかわからないんですが、今現状として管理職になる方が非常に少なくなっているということもちょっと聞いているわけで、教頭の名前が単純に副校長に変わったところで、どうでもいいような気がするんですが、今までいろいろとあやふやだったところを権限をはっきりさせよう、また整理しようというねらいはひとつ理解できます。ただ、こういうことをしていくことによって、余計この管理職になる方がふえるいい改善になっていくのか。これが余計悪くなってしまうのか。そのあたりが私はちょっとわからないんですが、そのあたりはいろいろとお考えになって、こういう整理をしていらっしゃるのでしょうか。

望月教育総務課長　後ほどまた教育長の方から説明していただけるかと思えますけれども、実は、このことにつきまして、学校の教職員、校長先生、それから教頭先生も交えて、呼称についての改正の問題、権限の拡充の問題についても、いろいろ検討会を開きまして議論をさせていただきました。その中で、やはり同様の今委員さんがおっしゃるような意見も出ておりました。単純に業務がふえるだけじゃないかというような議論もございました。

ただ、別の議論といたしまして、実際やはり現在、教頭先生が何でも校長先生にお伺いを立てて処理しているという傾向もあると。そういう中にあるのは、やはり少しでも教頭権限で教頭みずからが判断して、学校としての意思を決定できるというものを少しでも持っていくことによって、やはり教頭の育成という点では動機づけができるのではないかという意見もある中で、教育委員会の教育長の考えも検討会の方に示しながら、そういう方向で動機づけというんですか、そういった今までの習慣を改めるきっかけになっていけばというふうなこともありました。

それからあわせて、来年度の課題でございますが、委員さんの質問に直接かわらないことで申しわけございませんけれども、教頭の業務自体、いろいろ錯綜したり、複雑多岐にわたっている件について、やはり教育委員会事務局も交えて事務的な整理をしていこうということで、この問題とは別に、教頭の業務自体を改善していこうということで、改善のための検討会を新たに設置し直してやろうというふうなことはなっております。

齋藤委員　おっしゃっていることはわかることはわかるんですが、ちょっとやはり心配なのは、民間の考え方でいけば、責任をいろいろとはっきりさせて、名称も変えるということで、責任も今後とってもらいますよと。当然それに伴うものとして、そのかわり、些少

ではあるけれども給料も上げましょうとか、そういう話がきっとあろうかと思うんですけども、今回の場合にそちらの方はないわけですよね。それで、責任をしっかりと持ってもらう。気持ちのレベルアップということを考えてはいるんでしょうけれども、そのことによって余計管理職を受ける方がどんどん減ってきてしまう。なり手がいなくなってしまうという懸念はありませんか。

石川教育長　もともと教頭職というのは実は中途半端な職なんですよ。こういうふうに権限をはっきりさせたということは、むしろ教頭としては非常にやりやすい。いずれにしても、専決事項を分けなくても、この前もちょっと申し上げましたけれども、要するに校長の仕事をしなが、教頭は自分の資質を高めていくという側面もありますから、やる仕事は分けたところで変わらないんです。その中で教頭の権限がふえていくというのは、私は管理職としての資質を高める非常にいい機会だというふうにとらえていますので、いいことだと思います。

細野委員　今、教育委員会で教育委員がそれぞれ問題のある学校にいろいろ行っているわけですよね。私はまだ2校しか行ってないんですけども、共通している問題は、教頭と校長のチームワークが余りにも悪過ぎる。ということは、どういうことかということ、今の議論にもありましたけれども、教頭職と校長職の機能がある程度分担してもらうことによって、OJTができるだろう。適性がなければ、もう校長になるのはあきらめましょうと。そういうのを早くわかってほしいということですね。

それから、今、齋藤さんから人材がそこに行かないんじゃないかという話があるけれども、何も校長は教育職だけをずっとやってきた人間がやる必要はなくて、学校のマネジメントであれば、ほかのところからやってきた人間がやったっていいですよ。一番大事なことは、すごろくをずうっと行って、上がりの職として校長を考えるんじゃないかと、こういう管理職を持ってくるかということがずっと大事なのであって、どっちかというところいう形で、副校長という形でそろそろ意識改革をしてほしい。その契機になればというふうに思いますけれども。

小田原委員　補足を申しますと、検討委員会をつくってやってみたというだけけれども、教頭職の者が、この改正についての目的のところ、「学校経営者としての自覚と教頭自身のモラルアップを図る」というこの目的をよくのんだなと思うわけです。ということは、今の細野さんの話もありましたけれども、こういうのが現実とすれば、やはりこういう形を進めるべきだろうというふうに思います。

それで、質問も兼ねるんですけれども、この細目の方の5番だけをなぜ校長に残したのかというのを、気がつかなかったんだけれども、これも教頭の権限でいいんじゃないですか。

望月教育総務課長 おっしゃるとおり、検討会の中でもそういう議論がございました。6番から9番までと実施計画という意味でほとんど同じだろうということがありましたが、現状でこのことは特に重要だということが始めからわかっているので、今の段階では校長のままにしておきたいというのが大勢の意見ではございました。

小田原委員 特に重要だというのは僕には理解できませんね。特別教育活動の中の5つの中の1つにすぎないんですよ。だから、これを特に重要だなんていうのは何なんだと思うんです。大変なことは大変だと思いますけれども、説明としては、特に重要だとかいうんじゃないくて、もっと別な言い方をすべきだと思います。特別教育活動の中で儀式的行事だけは特に重要だなんていう言い方をしちゃいけないと思いますよ。僕は、むしろそういうことよりは、命をかけていくわけですから、旅行だとか、学芸的行事とかいう方が重要だといえば重要になりますよ。

名取委員長 そういう御意見でした。ほかに御質疑はありますか。

齋藤委員 八王子市でもそうですけれども、東京都全体を考えても、管理職のなり手が非常に激減しているというのが1つの大きな問題だとは思っていましたので、こういう改革が本当に教頭先生たちのモラルのアップにつながって、また、よし、じゃあやろうといういい先生たちが管理職になっていったりする、いいきっかけになるというふうに私も信じて、こうやって整理をするということは賛成するとして、前にこの話があったときにちょっと心配だったのは、ことしの4月からこの実施になるわけですね。

この春から教頭先生は副校長先生となるわけですが、こういういい機会に、細野先生の話じゃないですが、教頭先生だった方を全部副校長にしてしまう人事だったのか、これを機に本当に副校長として適任なのかどうかということをよく考えた人事が行われたのかどうか、ちょっとお伺いしたいんです。せっかくこういう改革をしたのであるならば、ただ単純に今の教頭を全員副校長と名称を変えて、モラルアップだけを図ったというのか。これを機に本当にこの教頭を副校長と呼んでいいのかどうか。これだけの責任を持たせられるのかどうかという判断はしましたか。

岡本学校教育部参事 この副校長の呼称の変更についての流れは当然踏まえながら適材適所で考えております。また、当然副校長に4月からなる方については、研修等も含めて、

執務の企画を出していただきたいと思ひますし、これまで教頭であった方が副校長になられたということは、それなりの自覚を持った形での対応を私どもも当然求めてまいりますので、そういう意味での自覚につながるような研修をしたいと考えております。そういう形で、教職員会議全体も含めて今考えているところでございます。

齋藤委員　大変いじわるっぽい質問になっちゃって申しわけないんですけども、では、現在の教頭先生で副校長にはさせないという人事が具体的にありましたか。つまり、教頭先生がこの4月から全員副校長という名称に自動的にとりあえずは変わるわけですね。でも、あなたは、とにかく副校長としては適任ではないというような方が具体的にいましたか。

岡本学校教育部参事　実際には現在の学校で十分に力を発揮していないという方はいらっしゃることは事実でございます。そういう中で、異動でもってさらに力を出せるような学校に配置したケースもございますし、残っている方についてはさらに力を発揮できるような形で、校長の方を逆に今度は配置をかえて、校長と教頭との2人のペアで一層経営の視点で力がつくように、そのような配置に心がけをいたしました。

細野委員　今、コンビネーションの話が出たから言うんですけども、一方を配置替えしたからといって直る問題じゃないんですよ。それぞれの個人の資質かもしれない。そうすると、今、齋藤さんが言ったように、何も全員副校長にする必要はなくて、教頭のままするか、あるいは降格人事してもいいわけ。校長だってそうですよ。だから、限られた人材の中で引っ張ってきて、もう充て職でやりましょうじゃなくて、外部から持ってくるような、そういう抜本的な改革をする方がいいんじゃないかなんていうことがたくさんあるんですね。そこをどう考えるか。

だから、これを一つの意識改革と同時に、機能的な人事を行うための一つの手段として考えることができるかどうか。僕はそれは齋藤さんと同じ意見ですよ。全部やる必要がどこにあるのか。というのは、教頭から校長になれないかもしれないけれども、一つのOJTとして考えるなら、何も教頭になったからといって全部副校長にする必要は僕はないと思う。そこはどうかということ。

小田原委員　これは、副校長にみんななっちゃったので、しょうがない話なんですけれども、もともと副校長と教頭の両方の考査を私たちは考えたんですが、しかも、副校長は教頭というよりは一応アップする形の給与も与えるんだというふうに考えたんだけど、それはもうなくなっちゃったものですから、これをやるということは、一律に副校長にす



るんじゃないくて、やっぱり何らかの方向性というのかな、これをやったときにそれを持ってほしい。

お二人の委員の話は、教頭に置いておけない人が現にいるということ踏まえての話があるわけだから、それを降格させられないというのであるならば、副校長にさせるなどという話なんですよ。皆さん、もうこれをやろうとしているわけだから、恐らくうちだけ、八王子だけが2本立てというわけにもいかないんでしょうね。

細野委員 それは東京都の教育庁がそういう意見なんですか。

小田原委員 そうではなくて、これによると都内全区市町村で副校長導入予定になっちゃっているんですよ。だから、八王子はどうするかというのは独自に決めていいんだけど、給与は教頭も副校長も同じになっているから、名前だけ変えても余り意味ないんだよね。だから、どっちでもいいという気持ちになるんです。やはり方向性を持ってほしい。

石川教育長 お金をかけないモラルアップ策なんです。それで、何年前ですか、問題がありましたけれども、今の横山教育長が教育長になって半年ぐらいで、教頭の管理職手当が13%だったのが15%になったんですよ。そのほかにモラルアップをする。一番お金がやはりモラルアップには手っ取り早いし、一応効果があると思うんですけども、それができない中で、少しの呼称を変えるだけでも、多少のモラルアップの部分も感じるという、そんなところもあるようですから、私は、これを機に副校長が自覚を持ってやってもらいたいと思っています。まさに仕事を校長という立場に立ちながら、その副校長の仕事をしてもらう。まさにOJTになりますけれども、それによって高めるしかないし、それから、室長が言うように、我々の方で研修、課題を与えて、できるだけ資質を向上していきたい。その一つのきっかけにしたいというふうには考えています。

細野委員 校長の降格人事というのはどういうふうになっているんですか。

石川教育長 今、降格制度というのがありまして、本人の申し出、あるいはどなたかの説得等によって申し出たときに、校長が教員に降格をする、教頭が教員に降格をするという、そういう制度はあります。

小田原委員 校長がだめならば引退するというのが普通なんだけれども、降格できますからね。降格するんだったらやめなさいというふうには私は思うんですけども、そうじゃない。そういう意識なんですよ。そこが根本的に違うんですけども。前に指導室から研修体系が出ましたよね。あれを機能させていくことかなというふうに思っていますので、それで、だれが言うかは問題あるけれども、あなたはだめですよということを言ってやらないとい

けない。今はそのところが弱いんですよ。これは校長、教頭に対していずれもそうですね。教員もそうですね。だから、OJTにするのか、どうするのかわからないけれども、オフでもいいと思うんですよ。そういう場できちんとやってやらないと引退までは行かないんじゃないか。

齋藤委員　大体言われたことがほとんど皆さん出て、私も言いたいところはそのだったので、結論をちょっと言えずじまいなので、要は、給料も上がらずにモラルを上げていこうとするんですから、副校長になったというプライドを持ってもらうためにも、やっぱり副校長になったんだということで、いろんな意識改革をしていこうとするためには、教頭だった方が全員になったのでは、何だ、だれだってなれるんじゃないかと思われてしまうんじゃないか。教頭の名前が変わっただけなんじゃないかということだけにしかないような気がしちゃうんですよ。せっかくこれだけ改革をしようとするのであるならば、やっぱり副校長というのはこうあるべきなんだというところをしっかりと示して、ああ、なれない方もいるんだということがあることは、すごくプライドの、あ、おれはこれで副校長になったんだから、もっとしっかり頑張らなきゃいけないという認識にもつながるんじゃないかという感じがしたので、お伺いしたんですよ。

だから、すべての教頭先生がとりあえず副校長になって、これを機にいろんな研修をやりましょうと言われていることもわかるんですが、果たしてそういう意識改革でうまくつながるかな。やはりせっかくここまでやるのであるならば、全員を自動的にエスカレーター式に副校長にしてしまうのではなくて、しっかりとした指導主事の方々の審査のもとで、なれる方となれない方があっていいような気がしたので意見を言わせていただいたんですが、いかんせんもう4月1日からスタートすることであるならば、これを今後、ことし無理であるならば、来年度どうしてかとか、いろんなことをやはり検討していく一つの余地があるような気がするんですよ。自動的に何か結果的には教頭先生は全部副校長になっちゃうわけでしょう。具体的にはもうそれで人事が行っちゃっているわけですよ。ただ名前が変わるだけ。非常にちょっともったいなかったかなと。

細野委員　これは八王子独自で命令できるんでしょう。ならば、やればいいんですよ。僕も大賛成。全部にやるなんて、こんなのは不合理ですよ。それでいい先生が来ないか、いい先生が来るか。

石川教育長　でも、これはあくまでも呼称の話だから、要するに身分は教頭なんですよ。処遇にちっとも反映されないわけですから。

小田原委員　やはり処遇のときに考えるべきかな。

石川教育長　市教委はそれぞれの校長、教頭の評価もしているんです。それは特別昇給に反映される話ですから、それはそれでできているんですよ。

細野委員　だから、八王子独自でやるんだったら、呼称もそうだけれども、何らかのプラスアルファの報奨を与えてもいいと思っているわけです。八王子では何人も要らないと思っているんですよ。そんな全部でなくて、八王子の副校長というのは何人だよと。それにプラスアルファの報奨もやってあげると。でも、全部にやるんじゃないよと。それぐらい工夫があったっていいはずですよ。僕も齋藤さんの話には大賛成。

石川教育長　来年の4月からの人事については、私どもが中心に十分に吟味をして、副校長という呼称に値しない人は配置をしていないという、そういう話だよな。

小田原委員　じゃあ、それで行きましょう。それで行って、1年たったときに、副校長としてふさわしくない者はどうするというのを、今ごろではなくて、もっと早い段階でやめてもらいたい。教育長は言いにくいだろうから、私たちが、あんだ、やめた方がいいよというふうなことを言ってやるというふうにしたらいかがですか。

齋藤さんの話の中で、管理職候補が少なくなっちゃったというのが気になるんだけど、学校を回っていて、何人か50幾つの今まで張り切っている先生がやめちゃうという話を聞いたんですよ。そっちの方が大変なことだなと思いますよ。本当に頑張ってるという先生が、もういいとやめるというんですね。僕はそこが気になりましたね。

細野委員　私もそうです。すごく大事な話で、だから候補を充実しろというのは、そういう話なんですけど、やっぱり僕は名誉だと思う。これもそうなんだけれども、副校長の仕事というのは、やっぱりモラルアップしようということでしょう。そうしたら、いいことをした人にはやっぱり報奨をするなり、皆さんに知ってもらえたり、そういうことはやっぱりやらなきゃいけないんですよ。そういうことでは、毎回広報が何かでベストティーチャーを皆さんに知ってもらおうということをやった方がいいと思う。それについて何か具体策はあるかどうか、ちょっと聞きたいんですけども。広報の話ですね。

小田原委員　すぐ答えないというところにもう既に問題がある。その話なんか、前々回かな、言っているわけですよ。それについて、広報を今3回だかしか出していないのをもっと少しずつでも出すとかという話をしていたのに、それがすぐ出てこないというのは、やっぱり考えていないんだよ。

坂本学校教育部長　返事がおくれたのは、後ろに担当がいらないということに気がついてお

りませんで、申しわけございません。教育広報を年に2回出している部分を、市の広報と一体化していく中で、ページ数は減らしても回数をふやしていこうということについて調整をしています。ただ、今段階ではまだ結論が出ておりません。お叱りを受けるかもしれませんが、今段階では、具体的に何ページで、毎月とか、何カ月置きとかという方向性がきちんと固まっておりませんので、そこはその方向で詰めていきたいというふうに思っております。

小田原委員 やるかやらないか、やっていない、今度やりますと、そういうふうに言わないといけない。

名取委員長 今の御説明だと、やっています、進行中だと私はとっているんですけども、いかがでしょうか。

細野委員 小田原委員の言うことはすごく大事なことで、教育職はやっぱり専門職でしょう。管理職というのとやっぱり違うんですよね。管理もできて、教育も一生懸命やれる人というのは確かにいる。でも、管理は下手だけれども、教育はしっかりできる人もいる。そうしますと、やっぱりそれはそれなりに労に報いてやるというのは、それはもう当たり前のお話なんですよ。そういうことが広報とかそういうのを通じてできるならば、そういう人たちはひょっとするとつなぎとめることができるかもしれないということを僕は思いますけどね。

石川教育長 いろいろなモラルアップ策を考えなければいけないんでしょうけれども、小田原委員の言った有望な人たちがやめていっちゃうというその部分については、東京都の教育庁でも考えているようでして、要は優秀な人は管理職を受けなさいという、そういうふうに進めているわけですけども、管理職に向かない、適性のない人もいますよ。ただ教科の指導力が非常に高いという人については、やっぱり2本立てにしていこうと。それで、頂点を同じようにしたらどうかという議論もされているので、そのあたりに期待をしたいなというふうには思っておりますけれども。

細野委員 都が動くどころじゃなくて、八王子でどうするかということを私は考えてほしい。

石川教育長 八王子で金があればどうにでもできるんですが、お金の絡んでくるわけですから、それはできません。身分は都の職員ですから。

小田原委員 金を使わないでやることを細野さんは考えようと言っているわけだから、金を使わないでどうやってやるかは、それはだから広報を8ページに下げたって、2ページ

半でもいいわけだから、3ページでもいいわけだから、そういう中にそういう先生を取り上げていこうとかね。

齋藤委員　もう広報の予算だって決まって出ちゃっているわけですけども、細野先生がおっしゃっている、今は8ページのものを2ページにしても回数をふやしていったって、いろいろやっていこうということは、私もそれについては賛成なんですよね。それは予算が変わらずにできることじゃないですか。やっぱり変わるのかな。そういう工夫というのは実際にいきましょうよ。お金のかかることじゃなく、私もいいことだと思うんです。そうすれば、確かにそれによってもうちょっと頑張ってみようかなという先生が出てくる可能性だってあるわけですから、可能性があることはすべてチャレンジしていくということは大切だと思うんですよね。せっかくいい話が出ているときに、何となくそれで話を終わらせずに、やるという方向で少し考えませんか。

坂本学校教育部長　前に予算のときにも実は御説明しているんですが、教育委員会報、今出しているものの印刷費だとか、折り込み手数料というのは教育委員会では持っていないんです。それはもう市の広報担当のところ一括して予算が組まれていると。その予算の執行方法について、教育ではこうしたいということで今調整をしています。ただ、御承知のように、広報のページをふやすというのは、基本的には4ページ内なんです。要するに1枚ふやせば4ページがふえていくという構造がありますから、その中で、例えば2ページだけをふやすとしたときのコストとかは、おっしゃっていますけれども、やっぱり若干違ってきます。そういう中で、どういうやり方でふやして、うちの方はふやすという方向で今調整をしておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

小田原委員　もうついでだから言います。この話とずれるんだけれども、だめな校長とか、教頭とか、行ってみたらそうじゃなかったというのがありますよね。それから、先ほどの話も、行ってみても、いい先生がやめるといのは、そのときにはようやくわかるけれども、それでは遅いわけですよ。だから、そういう校長、教頭を含めて教員の情報というのをやはり早く的確に把握することをうまくすること。そして、やめちゃうというんじゃない、やめないようにするにはどうするかというのは、表彰だけじゃなくて、こういう先生方が最後まで全うできるような形にするにはどうするかということを考えていかなきゃいけない、それを考えてほしいんです。

細野委員　専門職というのと、管理職という2本立てをよく考えていった方がいいと思いますね。

小田原委員 東京都の考えているのは、ベテランの先生がまた若い先生を教えていくとかいうふうな形で、そういう先生を尊重していくというような形を考えているのかな。日本は、西洋のように料理をするコックさんに勲章が出るとかというようなのがないからいけないんだよね。そういう風土じゃないから、職人が大事にされるということにならないから。

名取委員長 ということで、ほかにこの件に関して御意見、御質疑ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 では、この件につきましてはいろいろな御意見が出ましたけれども、それを踏まえてお諮りいたします。

ただいま議題となっております第72号議案及び73号議案については、一応原案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ご異議ないものと認めます。よって、第72号議案及び73号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第7、第74号議案 八王子市陵南会館条例施行規則を廃止する規則設定についてを議題に供します。

本案について、生涯学習総務課から説明願います。

米山生涯学習総務課長 それでは、74号議案について、担当の小澤課長補佐の方から説明させていただきます。

小澤生涯学習総務課主査 昭和38年に社会教育活動を振興するために陵南会館は設置されました。老朽化のため、16年の9月議会で陵南会館の廃止条例が決定されました。今回あわせまして、同規則につきまして廃止を上程したものでございます。

説明は以上でございます。

名取委員長 ただいま生涯学習総務課の説明は終わりました。

本案について御質疑がございますか。あわせて、御意見でも結構です。

細野委員 もう既にないんでしょう。

名取委員長 既にはないですから、もうこれから再開というわけにもいきませんので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　　ということで、お諮りいたします。

　　ただいま議題となっております第74号議案については、原案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　　御異議ないものと認めます。よって、第74号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長　　それでは、報告事項に入ります。

　　教育総務課から順次報告願います。

望月教育総務課長　　それでは、教育総務課の報告ということで、平成16年度の八王子市教育委員会児童生徒表彰につきまして御報告いたします。

　　今回につきましては、これまでの表彰におけます委員さんの御意見等を踏まえまして、幾つかの改正を行いました。改正と申しますか、表彰の対象者について改正をした。それから、推薦の募集の仕方と申しますか、表彰する募集の仕方等について改正をいたしまして、さきに教育長において決定をしたところでございますので、小柳主査の方から御報告いたします。

小柳教育総務課主査　　平成16年度八王子市教育委員会児童生徒表彰について御報告いたします。

　　児童生徒表彰については、八王子市教育委員会表彰規程第3条において規定されております。今お話しありました今年度の表彰に当たりましては、活躍しているものをより広く、また、ボランティア活動だとか伝統文化の継承、善行等を継続的で地道な努力をしているもの、こういうものをより推薦できるように道を広げております。

　　まず、第3条第1号になりますが、有益な調査、研究の工夫考案をしたもの、これについては該当はありませんでした。

　　第2号であります。こちらは、特に他の模範とするに足る行為があったもの、これについては6件ございます。こちらとしましては、人命救助については3件ございます。次はボランティア活動、団体としましては2件ございまして、個人の介助関係で1名、計3件になっております。

　　次に、第3号関係ですが、こちらはその他委員会が表彰することが適当であると認める成績または行為があったものとして、全体で75件ございました。まず、体育関係

でございます。体育部門では48件でございます。個人表彰が39、団体が9でございます。内容は、東京都大会において優勝、準優勝した個人または団体。または、全国大会、関東大会へ本市または都代表として出場した個人または団体という規定になっております。次に、文化関係は27件。個人が19、団体が8団体あります。こちらも、体育と同じように都レベル以上のコンクールで優勝、準優勝と同程度の成績を上げたもの。または、関東、全国レベルのコンクール等で上位入賞したものであるという規定に基づきまして、全体で75件の表彰がございました。

これは3月4日に開催しました表彰審査会で審議を経まして、教育長決裁で決定しております。なお、表彰状の授与式につきましては、全体の中で全国大会の上位入賞者26名を対象に、市長、教育長と面会をしまして、教育長が直接表彰状の授与を行っております。今後もこういった形でより広く、より多くの活躍したもの、もしくはなものを児童生徒表彰の対象として拡充していきたいと思っております。

1枚目の裏面なんですけど、裏面に新旧対照表というのがございます。今までは、例えば中体連の大会だけに限っていた成績のものから広げまして、例えば小学生では世界大会に行っているジュニアのサッカーの会にクラブチームで活躍しているものもおります。こういったものも八王子に在学している児童だということもありますので、そういったクラブの大会も含めて募集をかけました。

また、ボランティア活動につきましては、通常のボランティア活動プラス人命救助もありますが、応急手当なり、誘拐を未然に防ぐといったものを具体的に明示して募集をかけました。そういった意味で、今までボランティア活動等は特段表彰の中にはなかったんですが、今年度は団体としてのボランティアもありますし、個人としての活動、人命救助も含めて表彰を行いました。

以上です。

名取委員長 はい、どうぞ。

小田原委員 これで都の表彰とダブっているというのはどのくらいありますか。人命救助はありませんか。

小柳教育総務課主査 人命救助は都の表彰にはありません。都では、団体が清水小のプラスバンドだけで、あとは水泳の個人が入っております。これもうちの方の規程に入っておりますので、都表彰を受けたものはうちも入っております。

名取委員長 全国大会に出場したものは都でも必ず表彰されていますよね。



小田原委員 参加じゃなくて、3位以内でないといけないですね。人命救助は表彰されているんじゃないですか。申請しなかったのかな。

小柳教育総務課主査 ないと思います。

小田原委員 人命救助していれば、都の表彰になる。それから、これは教育委員会表彰だから、公立学校に限るわけでしたっけ。

望月教育総務課長 一応表彰規程の中に、教育委員会が管理する教育機関の職員、それから児童生徒ということになっております。これは実は表彰審査会の中でも同様の議論がございまして、例えば八王子市在住の私立に通っている子どもについてどうするんだということで、表彰規程を何とか弾力的に解釈してできないものかということで検討はしてみたいんですけども、今の規程のままではちょっと対象にならないということで、今後、そのような意向をさらに確認する中で、例えば市長部局のこども家庭部とも協議をしたいと思いますというふうには思っております。

名取委員長 実際に中体連なんかだと、私立の中学校から加盟費をいただいて、八王子として加盟をしているわけですね。ですから、その辺はもしそういう該当者があれば何とかやってやった方がいいかなと思うんですけどね。

小田原委員 そうだね。何も公立学校に限ることはないというふうに思いますね。広げる方向で考えていただきたい。というのは、どういうことかということ、やっぱり6件というのは寂しいんですよ。例えば花いっぱい運動をやっているとかいう話は本当はないのかね。道路を掃除している学校とか、ごみ拾いをやっている学校とか、栢田なんかはごみ拾いをやっているんじゃないかなかったですか。ごみ拾いはどこでもやっていると思うんだけど、それを思いついたときにやるんじゃなくて、定期的に一生懸命やっているとかいうような、そういうのを掘り起こすというのか、そういう意味で、僕は工学院の特別賞みたいのをやれと前から言っているわけです。放課後の清掃当番をやるなんていうのをね。そういうふうにして、そういう活動を広げていってほしい。

名取委員長 こういう時世だけに、そういういい模範となるような行動はなるべく意識的に発掘していってほしいですね。

小田原委員 学校の中だけじゃなくて、学校の外も花を植えれば、この学校に不審者が入ってこないというふうになると思うんですよ。

名取委員長 特に今度の卒業式については、これからの日本をつくっていくのは皆さん一人一人ですよというようなところも入っているので、余計そういうところは力を入れてほ

しい、そんな感じがしますね。

ほかにどうですか。よろしいですね。

それでは、教育総務課、どうもありがとうございました。これで教育総務課の報告は終わります。

次に、生涯学習スポーツ部から報告願います。

米山生涯学習総務課長　それでは、平成17年度の事業計画について、別紙資料をごらんください。

まず、1ページ目をお開きいただきたいと思います。平成17年度生涯学習総務課事業計画、生涯学習コーディネーター入門講座から、社会を明るくする運動までの7事業を予定しております。

次のページになります。次のページはスポーツ振興課、スポーツレクリエーション大会から、ニュースポーツ大会までの29事業を予定しております。

次のページ、4、5ページになります。まず中央公民館の事業は18事業で、5ページの南大沢公民館が12事業、次のページ、川口公民館が11事業、合わせて公民館事業は41事業を予定しております。

それから、文化財課では、新収蔵資料のコーナーから郷土資料館研究紀要刊行までの16事業を予定しております。

次のページ、市民体育館では、スポーツ民踊から市民体力テストまでの19事業と、一般開放として、ネオテニスからトレーニング室初心者講習会までの11事業、合わせて30事業を予定しております。

続きまして、甲の原体育館でございます。甲の原体育館については、仲間づくり健康体操教室から、小学4年から6年生の初心者水泳教室までの9事業及び一般開放の6事業、合わせて15事業になります。

図書館については、中央図書館、川口図書館、南大沢図書館、生涯学習センター図書館合わせて40事業、11ページから13ページ、川口市民センター祭りまでの40事業を予定しております。

最後になりますけれども、こども科学館事業、プラネタリウムの投影から特別展示の14事業を予定しております。

報告は以上でございます。

名取委員長　ただいま生涯学習スポーツ部の報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

齋藤委員　なかなか言うチャンスがなかったもので、こういうところでちょっと関連するかどうかわからないんですけども、こうやって生涯学習スポーツ部の方々が年頭の計画をずっと考えているときに、新しい取り組みというか、八王子独自のこれはことしの目玉だとか、これが大きく改革したところだとかというものがありますか。

米山生涯学習総務課長　ここに載っている事業的にはほとんど前年度と大きく変わったところはございません。例えば生涯学習プランに基づく来年度についてはここには載っておりませんが、ネットワークの検討会、民間団体の検討会の立ち上げですとか、スポーツでしたら、市民プールを廃止して、テニスコート兼フットサルコートを整備するというハード部分ですとか、ここに載っていない事業というのもございます。

山本スポーツ振興課長　スポーツについてでございますが、3ページ、中ほどのネオテニスにつきましては昨年から始めているところですが、新年度はネオテニス子ども教室というのを、新たに子どもを対象に実施したいと思っております。また、4番目にございますネオテニス教室については、16年度は主催事業として体育指導委員が中心でやっていたんですが、ここで八王子ネオテニス協会という協会が設立されましたので、その協会の設立を支援する意味も含めまして、その団体にネオテニス教室の開催を委託しようと、そのように考えているところでございます。

最後のところにニュースポーツ大会というのがございますが、先ほどお話ししましたネオテニス関係を体育指導委員が少し手を抜くことができるようになりますので、新しいスポーツとして、ドッジビーというものなんですが、タンバリンのような形をしているものなんですが、それがスポンジできておりまして、それを投げることによって、フリスビー的にいろんな競技ができる。特にその中心となる競技は、ドッジボールのボールのかわりにドッジビーというフリスビーを使って競技するというので、子どもからお年寄りまで楽しめるということで、来年度、17年度は新しいスポーツとして八王子に展開していきたいというふうに考えているところでございます。

佐藤文化財課長　いわゆる生涯学習スポーツ部だけではなくて、全庁的な取り組みとして、戦後60年に今度当たりますので、平和事業に関しましては、総務部総務課を中心にして、生涯学習部では図書館、それから学習支援課、文化財課、本庁の部局と連携して、予算的にはそれほど変わらないんですけども、PR等を連携した一括のポスターを作成したりして、こういったことも一つの行革かなと考えて、事前に構想して執行する予定です。

齋藤委員 今説明の中にも出てきたんですけれども、ネオテニスというのは八王子から生まれたスポーツですよ。実はこの間、20日に教育委員会主催のネオテニスの試合があったと思います。そのルールを見てびっくりしたんですけれども、ダブルスで試合なんですけれども、男子ペアでも、女子ペアでも、混合ペアでもいいと。全部で申し込んで、あとはトーナメントがくじ引きで決まってくると。つまり、1回戦から男子ペアと女子ペアが当たる。こんなスポーツはほかにないですよ。男子、女子一括で、大体どこでも男子優勝、女子優勝、混合優勝というようなところなんだろうけれども、全部ひっくるめてやれるというスポーツは、まずほかに例を見ないんじゃないか。そんなルールはあるのと、どちらかという私は、やり方に問題があるんじゃないかという形で電話を入れたら、結果的に優勝したのは女子ペアだったということを知って、さすがだなと思いましたね。だから、おもしろいんじゃないですかね。何かすごくPRしていくと、八王子のかつてない新しいスポーツのような感じがします。

あと、全く先を超されたなと思ったのは、3月16日の読売新聞に出ていたんですけれども、路上パフォーマンスを多摩市で公認していくというやり方の記事が出ていたんですけれども、実は八王子もどこかでやらないかなというのはすごく思っていたんですよ。やっぱりこれに関連がもしするとすれば、生涯学習スポーツ部になるのかな。違うのかな。よくわからないんですけれども、八王子の駅の前でも今、若者たちが非常に歌っています。知っているかどうかわかりませんが、八王子を起点としてやっていた男子ペアが、国分寺のある2人組がデビューしまして、すごくもったいないなと。私はよく聞いていたんですけれども、うまいペアだったですよ。

ああいうのを何か八王子なんかも公認して、駅前のどこか一部のところを教育委員会が何かの公認で、時間を設定してバックアップしてやるなんていうとお金もかからないし、すごく元気が出る企画の1つになっていくんじゃないかなんていうことは、どこかで言いたかったんですけれども、多摩市に先を超されちゃって残念だなと思っていますが、八王子もまだまだ駅前あたりで若者たちがいろんなパフォーマンスをやっていますから、ああいうのを何かほうったらかしにしておくのはもったいないなという感じがします。うるさいからと排除するんじゃなくて、何か受け入れてやって、ちゃんとしたルールの中で発表する場を与えてやることなんかは、できないのかなんていうことを絶えず思っていたものですから、ちょっと意見として言わせていただきました。ぜひ来年度あたりの計画の中に検討していただければありがたいなと思います。

小田原委員 山本さんのところでお聞きしたいんですが、八峰登山大会はどのくらいの参加が去年ありましたか。

山本スポーツ振興課長 八峰登山大会は毎年大体1,000人が応募しておりまして、800から900が参加しております。

小田原委員 それは多いとっていいの、少ないとっていいの。

山本スポーツ振興課長 多い方だと思います。

小田原委員 その5月22日だけ、1日だけにしているというのは何かあるんですか。もっと春夏秋、冬はちょっと、冬もいいと思うんだけど、この八峰の四季を見てもらうというのは、歴史散歩が3回やっていますよね。場所が違うわけだけでも、八峰登山も何回かやってみたらと思いますが。

山本スポーツ振興課長 御意見は、貴重な意見として私どもも検討させてもらいたいと思っておりますが、八峰登山大会自体、山の上で道に迷ったりしないようにということで、山岳連盟に大体200人から250人が従事しているものですから、そういった方々にまた合わせてやっていただくという中では、年に何回というのが、春と秋とか、そういうような形は可能かもしれませんが、また相談してみたいと思っておりますが、実際ここで5月でやりますが、昨年の11月ぐらいから準備を始めておりますので、新しい考え方として、また秋のあそこのあたりというのはすごく景色もいいですから、提案はしてみたいと思っております。

小田原委員 何ととっても、歩くということは、走るよりも考える人間をつくっていくんですよ。だから、そういうこともぜひ進めてほしい。山男は年に3日ぐらいやるのは何とも思わないんじゃないかなと思いますので、こういうふうにだれか言っていたと伝えてほしいと思います。ところで、1ページの社会を明るくする運動というのは、これはちょっと事業名としてはおかしいんじゃないの。社会を明るくする運動というのは年じゅうやっているわけでしょう。7月21日だけの話じゃないでしょう。

米山生涯学習総務課長 東京都人権擁護委員会が主催でやっているんですけども、この1カ月間のうち、7月21日はいちょうホールで集まってやる部分で、その前に結局街頭の活動とか、そういうのをやっております。ただし、これについては御指摘があるのかなと思っておりましたけれども、現在、実はこれについては果たして教育委員会でやるのがいいのかどうかということで、市長部局と鋭意詰めている最中でございます。ある程度方向性は出たんですけども、相手の所管の方でまだ忙しいとか、そういう理由がございまして、それと、社会を明るくする運動については、ロータリークラブとか、あとPTAと

か、30団体ぐらいが一緒にあわせてやっているものですから、どこの団体が主力になっているところの課がやるべきかということで、今、先がある程度詰まっているということで、これはもうそちらの方に移すということで今話を進めております。

小田原委員　　うちでやっていたらろくな仕事はできないから、ほかがやらなければ、特定してこれをやって、もっといいものにしましょうとって取り組んだ方がいいと思います。

米山生涯学習総務課長　　非行に走った場合の更生の部分。それと、予防の部分が主力になりますから、教育委員会という部署でやるのは果たして適切かなとは思いますが

高橋生涯学習スポーツ部長　　タイトルはここに社会を明るくする運動となっていますが、イベントの日なので、事業として7月21日というのは、課長が申しあげましたようにうちの方でやりますので、それで一応載せてあるんですね。

名取委員長　　やるということを知ってほしいということで挙げてあるんですね。

小田原委員　　何で生涯学習スポーツ部だけが出て、学校教育部はこういう年間事業計画というのは出てこないの。

坂本学校教育部長　　きつと言われるだろうなと思っていたんですが、結局この事業というのは、行政が市民に対して直接サービスを提供する事業のリストですよ。学校教育部は、これと同じようなものをつくるとしたら、第一小学校からだあっと並んで、鑑水中学校まで具体的にどういう教育をするかというふうなリストになるんだろうなと思って、私もこれを見ておりました。私どもが、事務局組織の学校教育部が直接住民に向かってサービスを提供する事業というのは、やはり考えてみて、ないですね。

小田原委員　　ありませんか。

坂本学校教育部長　　講演会ぐらいが、それも年間恒常的にやっているというのはちょっと見つからないです。あるとすれば、どこの学校が何をやりますというリストになるかなというふうに考えます。

小田原委員　　まあ、それはいいと思いますけど。ただ、事業計画は出すべきだとは思いますが。もし生涯学習部のようなのがあれば、学校教育部としての事業計画というのは出すべきじゃないのか。

坂本学校教育部長　　予算をどう執行していくかみたいな意味で、例えば学校何校に耐震をやっていきますとか、そういった意味の事業計画というのは当然あると思うんですけども、対象が学校ですよ。小中学校を対象にして研修をどうやりますとか、施設をどう管理しますとか、というふうな形のものならできるとは思うんですけども、市民に向けたサ

ービスのリストとしての事業計画というのは、ちょっと学校教育だとつくりようがないとは思いますが。

名取委員長 では、この項についてはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 特に御質疑もないようです。

その他に何か報告する事項等がございますか。

〔「特にございません」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 以上で公開での審議は終わりますが、委員の方から何かございますか。

齋藤委員 私もここで初めていろいろと気がついて、全く勉強不足だなと思ったんですが、市議会がずっとここで開かれておって、本当に教育長先生を初め、事務局の方々は御苦労だったと思います。それで、5チャンネルのいわゆるテレメディアの方でずっと放映されていますよね。ずっと見ているわけにはいかないんですが、たまたま仕事の関係で遅いお昼になったり、早いお昼になったりすると、食事をとりながらテレビを見ると結構はまるんですよね。結構だらだらと見ちゃったりして見ているんですが、坂本部長さんを初め、教育長先生がお答えになっている雄姿も見て、応援させていただいております。

そこで感じるんですけども、やはり教育に関するすごい骨幹的な大切な話が議員の方からかなり出て、それについて教育委員会としてお答えなさっている。やはりそれについては、こういう質問に対してこう答えたというような一覧表ないし報告書のようなものを、やはり我々教育委員にも見せていただかないと、なるほど、こういう質問に対してこう答えたのかと。私も全部見られませんでしたから、いろんな議員に対していろんなお答えをしていることについて、そんなことを言っちゃっていいのかなと思うようなこともちょっと私はあったものですから、やはりこういう質問に対してこう答えたというような報告は何らかの形でいただかないと、やはり教育委員会の定例会でいろいろと話し合いをするときに支障が出るんじゃないかなということは感想として思いました。やはりすごく大切なことなんだなと。本来だったらああいうのを全部ビデオテープか何かに撮って、全部見なきゃいけないのかな、チェックしなきゃいけないのかなと思ったぐらい感じました。

望月教育総務課長 きょう定例会が終わった後、会議の議事日程はございませんけれども、資料として、今現在では、会派代表質疑の質問項目、それから予算の総括質疑の議員からの質問項目を一応リストアップしてあります。それが前回もたしか9月の議会のときもそうだったんですが、やっぱり委員さんの方から質問項目に対してどう答えたのかわかるも

のをということで、編集したものがございますが、こちらでメモしたのではなくて、実際に議会の方で磁気情報として提供される時期がございますので、その時期をとらえて学校教育部、生涯学習スポーツ部の答弁分の要旨を取りまとめて、整理したいと思います。前回そんな形でやってみたんですが、またそんなことをもしお気づきの点がございましたら御意見をいただいて、少し改善できればというふうに思います。

齋藤委員　大変長い質問に対して長くお答えになっている御苦労もよく見えますので、それを全部またテープ起こしのような文面にされても読む方もすごく大変だと思いますので、本当に要点だけ、こういう質問に対してこう答えたというようなことがちょっとわかればありがたいと思うんですけども、以上です。

坂本学校教育部長　もちろん質問は通告制ですから、あらかじめ予定されるものがあって、それに対してこう答えるという予定で原稿はつくってあるんですけども、ただ、実際その場になってみますと当てにならない。通告そのものが違う角度から来てしまいますので、違うことを答えていますので、その要旨の紙というのは実はないんですね。要旨の紙をつくるよりは、済みませんが、議会で会議録を編集して庁内に流しますので、それを圧縮するといいますが、教育に関する部分だけに整理させていただいて、お渡しをするというふうな形で前回やっていますので、その方法をとっていきたいと思いますが、ちょっと長いのは長いままにはなってしまうんですが。

小田原委員　だから、議事録が出ないとそれは出せない内容のものだから、議事録が出た段階でいいんだけど、まとめて全部なんか要らないから、必要な部分だけを、要旨でいいですよ、あるいは肝心なところはそのまま入れるとか、そこら辺は編集してほしいんですね。そのまま余分なものを、だから大変だったら私がやってやるから、持ってきて。そういうのは得意だから。

望月教育総務課長　努力したいと思います。

小田原委員　いいよ、持ってきたさい。大変だから、余分な仕事だから。

石川教育長　答弁要旨でちょっと整理すればできるんじゃないかな。

坂本学校教育部長　全然違うところもありますよ。

名取委員長　ということで、次回からよろしくお願いします。

齋藤委員　もう1点、全然違う話で。前回の定例会のときに、各学校に教育委員会から警察官立ち寄り所というプレートをつくって、学校に配布するというようなお話があったと思うんですね。そのとき私は意見として、仮にそれが大したお金ではないというお話を聞



きましたけれども、本当に効果があるのかなと私は率直に思ったんですよ。意味ないんじゃないかなと、率直なところとして。ところが、あのときに、いや、非常に意味があるという形で、既に配られたという話は聞いたんですが、現状がどのようになって、一番聞きたいのは、校長先生や学校の現場の声は、ああ、こういうものをつけていただいて非常にありがたいという意見だったのか。率直な意見が、現場の声はどうだったのかなというのがちょっと興味がある。何かちょっと焦点が私はずれているんじゃないかなという感じがしているんですけれども、大したお金でもないから、やらないよりやった方がいいだろうという程度で承認した経緯はあるんですが、配られた学校の方としてはどんな受けとめ方をしているのか、現状をお聞きできたらと思いますけれども。

望月教育総務課長 プレートといいますか、緑地に白字と赤字で緊急通報、学校110番ということで、警視庁直結という内容と、それから、警察の立ち寄り所というそのプレートを、先週、学校に配布しまして、まだ学校からの反応は特に聞いておりません。ただ、きのうも中学校PTA連合会の会議でもございましたけれども、本当に安全対策に行政が一生懸命取り組んでいるんだというアピールをすべきだということもございましたし、それから、これは議会の方でもありましたけれども、やはり防犯カメラをつけた場合も抑止効果を高めるために、そういった防犯の体制に取り組んでいるんだというアピールを外に向かってきちっとやるべきだというような議論もございまして、そういった要望といたしますか、意見についてはこたえられているのかなというふうに現在では思っております。

齋藤委員 また情報があったら教えてください。

石川教育長 私、車で幾つかの学校を通るんですけれども、一番よく見えるのは松枝小学校の通用門のところに張ってあるんですが、ちょっと小さいですね。できればもうちょっと大きかった方がよかったなとは思っています。

小田原委員 僕はやらないよりはやった方がいいと、そういうふうに思うんですね。それは前にも言ったかもしれないけれども、悪さをする人たちの意識としては、各家に子ども110番とかというのがあるのとないのとでは全然違うわけですよ。ああいうのはそういうのを誘因するのかということそうじゃなくて、それが抑えにつながるというのがあるんだけれども、そういうことに金をかけてやることも行政としての仕事なんだと思います。やっぱり安全は学校の中の教職員が危機管理意識をしっかりとって対応する、そういう気持ちを持たせること。警備員をよこせとかなんとかという話は、それは必要な部分だろうけれども、もっと危機管理意識を持って常に対応する。自分たちがそういうことにどうする

ということをきちんと身につけている。そういうふうなことをしっかりやってほしい。

名取委員長　よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　ほかにはないようであります。それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退室願います。

【午後 3 時 1 2 分休憩】